

第2節 遺構に関する整備

遺構に関する整備（遺構復元、遺構表示〔立体表示・平面表示等〕、発掘調査等）について、次の基本的な考え方にに基づき実施する。

（1）遺構の整備手法

①遺構復元

来跡者が古代橘樹郡家の正倉やその他官衙関連施設の規模や構造等を体感し、史跡橘樹官衙遺跡群への理解を深められるよう、これまでの発掘調査により、概ねその構造や特徴等が明らかになった官衙関連遺構について、復元展示を行っていく。

遺構の復元に際しては、文化庁が示している「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」（p.52：資料2）を参考にしつつ、発掘調査の成果や復元する遺構と同時期・同種の施設の関連資料等を基に、規模・形状等について十分に検討し、できる限り当時の建築または構築技法を再現するよう努める。

ただし、史跡橘樹官衙遺跡群が所在する地域の大部分が該当する第一種低層住宅専用地域における史跡の保存整備では、建築基準法の条件を満たすことが求められることから、条件を満たすために必要となる適切な方法を用いる場合もあるが、その場合は、来跡者が違和感を感じないように配慮する。



写真8 遺構復元の事例〔中宿遺跡（埼玉県深谷市）〕《写真は整備のイメージで、実際とは異なる場合があります》

②遺構表示

来跡者が古代橘樹郡家等における施設の配置や規模等をより理解できるよう、遺構復元する施設以外の遺構については、同時性を十分確認した上で、立体表示や平面表示を行う。

ただし、史跡の理解を促進するために必要である場合は、異なる時期の遺構表示との併用も検討する。



写真9 立体表示・平面表示の事例〔弥勒寺官衙遺跡群（岐阜県関市）〕《写真は整備のイメージで、実際とは異なる場合があります》

（2）地区（ゾーン）ごとの整備

①影向寺ゾーン〔影向寺遺跡の整備〕

史跡橘樹官衙遺跡群を構成する影向寺遺跡については、これまでの発掘調査等で、古代寺院の金堂跡・塔跡という主要建物とともに、関連する建物が発見されていることから、その成果を踏まえ、遺跡の大部分を占める影向寺境内では、宗教法人影向寺の協力を得て、遺構への影響が及ばないよう盛土保存を行った上で、金堂跡・塔跡やその他の主要建物の平面表示を行う。また、影向寺境内以外の地域では、国史跡指定地内で一定程度公有地化が完了した範囲について、遺構への影響が及ばないよう盛土保存を行った上で、建物の立体・平面表示を行う。

②橘樹郡家跡上原宿ゾーン〔橘樹郡家の推定館・厨家の整備〕

橘樹郡家跡上原宿地区で確認されている官衙関連遺構群は、これまでの発掘調査等で橘樹郡家跡の館・厨家の可能性も指摘されているが、現状では明確になっていないことから、国史跡指定地内で一定程度公有地化が完了した範囲については、遺構への影響が及ばないように盛土保存を行った上で、官衙関連遺構の平面表示を行う。

③橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン〔橘樹評段階の遺構整備・橘樹郡家正倉院の整備〕

橘樹郡家跡伊勢山台地区では、大宝元（701）年に橘樹郡が設置される以前の地方行政組織である橘樹評（ひょう）の時期に造営されたと推定される建物群は、これまでの発掘調査等で比較の様相が明らかになっている。そこで、地域の人々の積極的な活用につながるとともに、多くの人が訪れる歴史文化資源として、国史跡指定地内で一定程度公有地化が完了した範囲については、その成果を踏まえ、遺構への影響が及ばないように盛土保存を行った上で、復元整備及び立体・平面表示等の整備を行う。

（3）遺構整備に伴う発掘調査

橘樹官衙遺跡群に関連する遺構が検出されている橘樹郡家正倉院や古代影向寺等については、古代官衙施設・建物等の復元や立体・平面表示等、遺構整備を実施するために必要な情報を得ることを目的として、遺構に影響が及ばないように必要最小限の調査とし、十分留意して発掘調査を行う。

第3節 動線に関する整備

動線に関する整備について、次の基本的な考え方に基づき実施する。

（1）動線・サイン計画〔影向寺ゾーン、橘樹郡家跡上原宿ゾーン、橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン、橘樹郡家跡谷戸ゾーン〕

- 整備計画地は、国史跡指定地内で一定程度公有地化が完了した範囲であり、遺跡群各所に所在することから、各地点を接続する動線を整備する。
- 整備計画地全域は基本的に自由動線とし、強制動線としての通路は設けないものとする。
- サイン表示等の設置箇所や内容の検討を行い、必要に応じて再配置を行う。

（2）通路〔橘樹郡家跡上原宿ゾーン、橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン〕

- 通路を設置する場合は、舗装等は必要最小範囲とし、遺構の性格や景観を損なわない通路線形や幅員等で整備を行う。また、バリアフリーについても、前述に合わせて対応する。

（3）広場〔橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン〕

- 整備計画地の広場は張り芝等を施し、休憩やイベント等に使用できる多目的広場として整備する。

第4節 地形造成に関する整備

地形造成に関する整備について、次の基本的な考え方にに基づき実施する。

(1) 造成〔橘樹郡家跡上原宿ゾーン、橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン〕

- 整備の基盤となる造成は、遺構を保存するため、盛土を原則とする。
- 遺構の復元・表示等の整備に際しては、遺構に影響が及ばないよう、整備に必要な掘削深度と遺構保存面との間に適切な厚さの保護盛土を行う。
- 整備工事に際して、遺構面または景観等に影響がないよう、重機等の使用に関しては十分配慮する。

(2) 電気・給排水〔影向寺ゾーン、橘樹郡家跡上原宿ゾーン、橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン、橘樹郡家跡谷戸ゾーン〕

- 電気・給排水の設備は、地下の遺構への影響が及ばないよう、十分注意して整備する。
- 電気設備は、利用者の安全と治安維持を図るため、保安上必要な場所に配置する。また、休憩施設等に、給電・給水施設や排水施設を必要に応じ整備する。
- 遺構等の保存整備に際しては、表装を可能な限り透水性の高い材料で仕上げ、整備後の雨水排水係数を現況に近いものとする。

第5節 修景及び植栽に関する整備

修景及び植栽に関する整備について、次の基本的な考え方にに基づき実施する。

〔影向寺ゾーン、橘樹郡家跡上原宿ゾーン、橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン、橘樹郡家跡谷戸ゾーン〕

- 遺構に損傷を与えると判断された既存木は伐採する。
- 周辺の建築物等に対して、遮断植栽を配植する。
- 必要な箇所に適切な芝生等の地被植物を植栽する。
- 日常的に活用され、市民の憩いの場・学習の場として利用されるよう、修景・緑陰のための植栽を行う。
- 橘樹郡家や古代影向寺が存在した当時の歴史的景観を体感できるよう、古代の植生等を参考にした植栽を行う。

第6節 施設に関する整備

施設に関する整備について、次の基本的な考え方にに基づき実施する。

(1) 説明板・案内板等〔影向寺ゾーン、橘樹郡家跡上原宿ゾーン、橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン、橘樹郡家跡谷戸ゾーン〕

史跡橘樹官衙遺跡群や地域のもつ歴史的・文化的価値を来跡者に適切に伝えるとともに、来跡者が目的とする場所に確実に移動できるようにするため、説明板・案内板等を設置する。説明

板・案内板等については、来跡者が分かりやすいよう平易な文章を心がけるとともに、史跡が立地する環境や史跡整備の景観等に配慮し、できる限り統一的なデザインとなるよう努める。また設置に際しては、文部科学省が定めた「史跡名勝天然記念物等設置基準規則」(p.51:資料1)の規定等に準拠する。さらに、できる限り、多言語に対応できるよう、外国語を併記する。

①標識

史跡に指定されている地域であることを示すため、影向寺遺跡(影向寺ゾーン)と橘樹郡家跡(橘樹郡家跡上原宿ゾーン、伊勢山台・蟻山ゾーン)に標識を設置する。設置に際しては、来跡者の動線や史跡の景観を考慮するとともに、地下の遺構に影響が及ばない場所を選定する。



写真10 標識の事例[久留倍官衙遺跡(三重県四日市市)]《写真は整備のイメージで、実際とは異なる場合があります》

②説明板・名称板

史跡橘樹官衙遺跡群の概要及び歴史的・文化的価値等を記した大型の説明板と各施設や遺構等の内容を説明した中型の説明板を設置するとともに、各遺構ごとに名称板を設置する。

[大型の説明板]

●設置場所については、JR南武線武蔵溝ノ口駅～武蔵小杉駅間の駅からの来跡者等、橘樹官衙遺跡群にどこからアプローチしても分かりやすい場所を遺跡群全体の中で検討し、必要に応じて設置する。

●史跡の名称、史跡指定年月日、指定の理由、史跡の概要・価値等を表示する。

[中型の説明板]

●設置場所については、遺構群の特徴や特徴的な遺構等を説明するため、整備した範囲を中心として、遺跡群全体に必要なに応じて設置する。

●遺跡群の特徴や整備を行った遺構等については、最新の発掘調査成果等を基に解説を行う。

[名称板]

●立体表示・平面表示した遺構等を来跡者に説明するため、遺構ごとにその名称等を記した名称板を設置する。



写真11 大型説明板の事例[三河国分寺跡(愛知県豊川市)]《写真は整備のイメージで、実際とは異なる場合があります》

③案内板

橘樹官衙遺跡群への来跡者が、確実に目的とする場所に移動できるよう、史跡に設置された施設等の配置図や見学ルートの動線等を示した案内板を設置する。

●史跡全体及び周辺地域の案内を行うため、史跡整備の中心となる橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン内



写真12 案内板の事例[山崎宮跡(三重県明和町)]《写真は整備のイメージで、実際とは異なる場合があります》

に大型の案内板を設置する。

●整備した施設や遺跡群の特徴を表す地区等に案内を行うため、来跡者の動線に沿って適切に案内板を設置する。

(2) ガイダンス施設

橘樹官衙遺跡群の史跡整備に際しては、史跡だけでなく、史跡が所在する地域全体の歴史的・文化的価値を来跡者に周知できる施設として、ガイダンス施設を整備する。ガイダンス施設は、遺構の復元や立体・平面表示等の史跡整備で行う展示と連動した情報発信機能をもつとともに、史跡橘樹官衙遺跡群の保存管理・活用の拠点や史跡保存会・ボランティア・地元住民等の活動拠点となるよう整備する。

①想定される利用者

ガイダンス施設の整備について、想定される利用者は次のとおりである。

●地域の小学生・中学生

史跡橘樹官衙遺跡群を郷土の歴史や魅力等を学ぶ教材として利活用できるよう整備を行い、その学習を通じて、史跡への愛着や郷土への誇りの醸成を図る。

●地元住民・市民

地元住民や市民は、最も史跡を利活用する可能性が高い人々であることから、地域の歴史や価値等を知り、地域への誇りをもてる整備を行うとともに、日常的な利活用にも供することができる施設とする。

●市外・県外等の人々

史跡橘樹官衙遺跡群は、「地方官衙の成立から廃絶に至るまでの経過をたどることができる希有な遺跡で、その成立の背景や構造の変化の過程が判明する等、7世紀から10世紀の官衙の実態とその推移を知る上で重要な遺跡」であることから、市外・県外等からの来跡者も主要な利用者となる。そこで、史跡橘樹官衙遺跡群を見て、知ってもらうことで、日本の古代史を感じることができる施設として整備し、本市の魅力を発信する。

②機能

●展示・学習機能

ガイダンス施設には、橘樹官衙遺跡群の本質的価値や歴史的変遷、古代官衙全体の構造・機能、発掘調査成果及び保存整備された遺構・遺物等について学習するための機能が求められることから、パネルによる解説や遺物の展示等を行う展示スペースを設置する。

●案内・広報機能

来跡者が遺跡群を見学する際に必要となる情報を提供する機能や、遺跡群やその発掘調査成果等を市内外に広く情報発信する機能等が求められるため、パンフレット・チラシ等の配架スペースの設置やガイドボランティアの配置、専用ホームページでの発信等を行う。

●地域交流・管理運営

地域交流・地域活性化を促進するため、ボランティアの活動や地元住民等の諸活動の拠点となる機能を持たせる。また、史跡橘樹官衙遺跡群の管理団体である川崎市が、史跡の保存管理を図るための拠点とするとともに、日常的な保存管理を行う史跡保存会等の活動拠点となる場

所として整備する。

③整備

橘樹官衙遺跡群への来跡者が必要とする遺跡群や地域の情報を提供するとともに、遺跡群の案内や管理等を行うガイドボランティアの拠点となる必要があることから、史跡または遺跡群に近接した場所で整備することが求められる。また、ガイダンス施設は、史跡とセットで活用されることがより効果的であるため、遺構の整備と同時または近い時期に整備されることが望ましい。

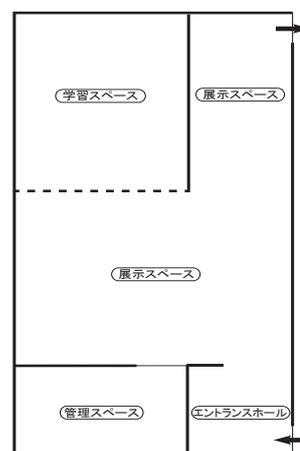
新たに施設を整備する場合、整備場所や予算面での制約等があるため、当面の間、遺構の整備と同時期に整備が可能な既存施設の有効活用を図る。現状の既存施設において、ガイダンス施設を運用する十分なスペース等が確保できない場合は、既存施設の管理者と協議の上、施設のレイアウト変更等も含め、可能な範囲でガイダンス施設の整備を検討する。また、既存施設の活用を図るまでの間、可能な範囲で、ガイダンス施設を補完する暫定的な展示等を行えるよう検討する。

ガイダンス施設の整備は、他都市におけるガイダンス施設の事例を参考にしつつ、様々な意見を踏まえ、ガイダンス施設の基本的な考え方や整備計画等を検討した上で行う。

[一般的なガイダンス施設の内容(※)]

- 管理運営スペース
 - ・エントランスホール
 - ・管理スペース
- 展示スペース
- 学習スペース

(※) 他都市におけるガイダンス施設の整備事例を参考にした一般的な内容です



第19図 ガイダンス施設内部のイメージ《これは現在のイメージで、確定したものではありません》



写真13 ガイダンス施設の展示事例[三河天平の里資料館(愛知県豊川市)]《写真は整備のイメージで、実際とは異なる場合があります》



写真14 ガイダンス施設の展示事例[くるべ古代歴史館(三重県四日市市)]《写真は整備のイメージで、実際とは異なる場合があります》

(3) AR(拡張現実)・VR(仮想現実)

古代の橘樹郡家や影向寺の景観や様相を分かりやすく示し、多様な来跡者が、歴史的・文化的価値を学び、楽しめるよう、AR(拡張現実)・VR(仮想現実)といったデジタルコンテンツの活用を図る。AR等を導入する場合は、かつて存在した施設や発掘調査現場の現地での体感体験等、関連する各種情報の提供等により、史跡やガイダンス施設との相乗的な学習・体験効果が得られるよう、先進的な事例等を検討・参考にした上で、遺構の整備・ガイダンス施設の整備に合わせた導入を目指す。

(4) 便益施設(ベンチ、休憩所、展望スペース、多目的活用広場等) [影向寺ゾーン、橘樹郡家跡上原宿ゾーン、橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン、橘樹郡家跡谷戸ゾーン]

来跡者の快適な利活用に寄与するため休憩施設(ベンチ、休憩所、展望スペース)や生涯学習・学校教育等で利用できる多目的活用広場を設置するとともに、史跡へのアクセス向上に向けた取組を進める。なお、トイレ等については、遺構の保存に十分配慮しつつ、地域との十分な協議の上、設置について検討する。

休憩施設については、各ゾーンにおける史跡の整備に合わせ、史跡の整備を行う範囲内に、遺構の保存と史跡の景観への配慮を行った上で、動線付近や眺望景観の視点となる場所等を中心に配置する。

一般用の駐車場・駐輪場については、原則、史跡指定地内に設置することはできないが、利用者の利便性向上を図るため、指定地外に設置できるよう検討する。また、身体障害者等が来跡した際の駐車スペース等として多目的活用広場を設置する。

(5) その他施設 [橘樹郡家跡上原宿ゾーン、橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン]

来跡者の安全面や利便性の向上を図るため、必要に応じて、照明灯やフェンス等を設置する。

第7節 史跡の公開・活用

史跡の公開・活用の中で、整備を実施した史跡を用いる公開・活用については、保存活用計画における活用の基本方針及び活用の方法に基づき、次の基本的な考え方により実施する。

(1) 情報発信

- 必要な情報を分かりやすく加工し、効果的かつ継続的に発信を行う。橘樹官衙遺跡群の保存整備事業の情報についても、積極的に発信する。
- 市内外に幅広く伝え、アピールできるよう市ホームページ等での橘樹官衙遺跡群の解説等を行うとともに、遺跡群専用ページを開設する等インターネットを活用した情報発信を行い、周知を図る。
- 地域住民をはじめとする市民等への橘樹官衙遺跡群の認知度を高めるため、発掘調査現地説明会や講演会等をこれまでと同様に実施する。
- 来跡者の利便性を高めるため、駅周辺や公共施設等に橘樹官衙遺跡群の案内板等を設置するとともに、パンフレットやマップ等を作成・配布する。

(2) 普及啓発活動

- 地域の特徴を活かした体験学習やイベント等を企画・実施し、橘樹官衙遺跡群への来跡者の増加やリピーターの獲得、事業への参加を促す。
- 市内の小・中学校等においては、授業での歴史学習や校外における見学等を含む体験学習のカリキュラムを作成するとともに、指導者等の人材発掘・育成を進める。
- 生涯学習では、史跡だけでなく、遺跡群及びその他の文化財等を生涯学習の素材として活用し、歴史講座や体験学習等により、市民が史跡の歴史文化を体感・学習する機会を作る。

(3) 公開・活用の担い手づくり

- 普及啓発活動の実施や情報発信等の事業を幅広く展開するとともに、そこに地元や市民等の参加を促し、共に活動を行っていくことで、公開・活用イベントのスタッフや協力者の担い手を育成する。
- 定期的にガイドボランティア育成講座を開催する等、史跡の説明だけでなく、地域のさまざまな情報を案内できるガイドの担い手を育成する。
- 担い手は、市内外を問わず様々な組織等から参加してもらえるよう周知する。
- 歴史学習や校外における見学・体験学習等、様々な機会を通じ、市内の小・中学校等の参加を促し、学校連携を推進する。
- 小・中学校等を対象とした公開・活用事業を積極的に実施し、将来の史跡の保存を担う人材育成を図っていく。
- 地元企業等と連携し、企業が有する能力等を活かしたイベント等を開催してもらうことで、史跡の周知や活用の推進を図る。

第8節 史跡の管理・運営

史跡の管理・運営について、次の基本的な考え方にに基づき実施する。

(1) 管理・運営に関わる事業

- 川崎市は、史跡の管理団体として、文化財保護法第119条第1項に基づき、史跡等の管理及び復旧、施設の設置・維持管理、届出等を行う。
- 維持管理としては、整備事業の進捗に伴い、史跡の保存管理、施設・工作物の保守管理、植栽管理、清掃、巡視・点検等を行う。
- 指定地の公有地化に要する期間は長期にわたることが想定されるため、公有地化が完了した指定地が活用されないまま放置されることのないよう、維持管理を行う。

(2) 管理・運営の実施体制

①行政における保存・活用施策の対応力強化

史跡橘樹官衙遺跡群における保存整備・活用事業は、現在、川崎市の文化財保護部局が中心となって進めているが、川崎市全体で見れば、橘樹官衙遺跡群の市民等への認知度はかなり不足しているといえる。今後は、川崎市として橘樹官衙遺跡群の歴史的・地域的価値をどのように周知し、保存・活用を進めていくべきかについて、総合的・多角的に検討していくことが重

要である。そのため、現在川崎市役所内における円滑な調整・協議及び情報の共有化等を図るために設置している「橘樹官衙遺跡群保存整備活用に関する庁内検討委員会」を引き続き活用し、関係各部署が相互に連携し、複合的効果を生む施策の展開を図る。

②市民組織・民間団体との協働

史跡橘樹官衙遺跡群が将来にわたり保存・活用されていくためには、地域の人々が、史跡を自分達の宝・誇りとして愛着をもち、行政と協力してその管理・運営に参加していくことが重要である。橘樹官衙遺跡群やその周辺でそれぞれ独自の活動を行っている地元町会や地域住民を母体に組織された史跡保存会、さらに関係する市民組織や民間団体等が、相互に連携しあいながら、史跡の保存管理に関わってもらうことが求められる。

そこで、行政と市民組織・民間団体等の相互連携を図り、それぞれの独自性・専門性を活かしながら役割を分担して協力しあう「協働」の体制を構築していくため、保存活用計画で地域住民・市民等との密接な連絡体制の構築、ルール作り等、相互協力の円滑な推進に向けたシステム作りの方法として触れている「（仮称）橘樹官衙遺跡群保存活用協議会」等の設置について検討する。

第6章 史跡整備計画

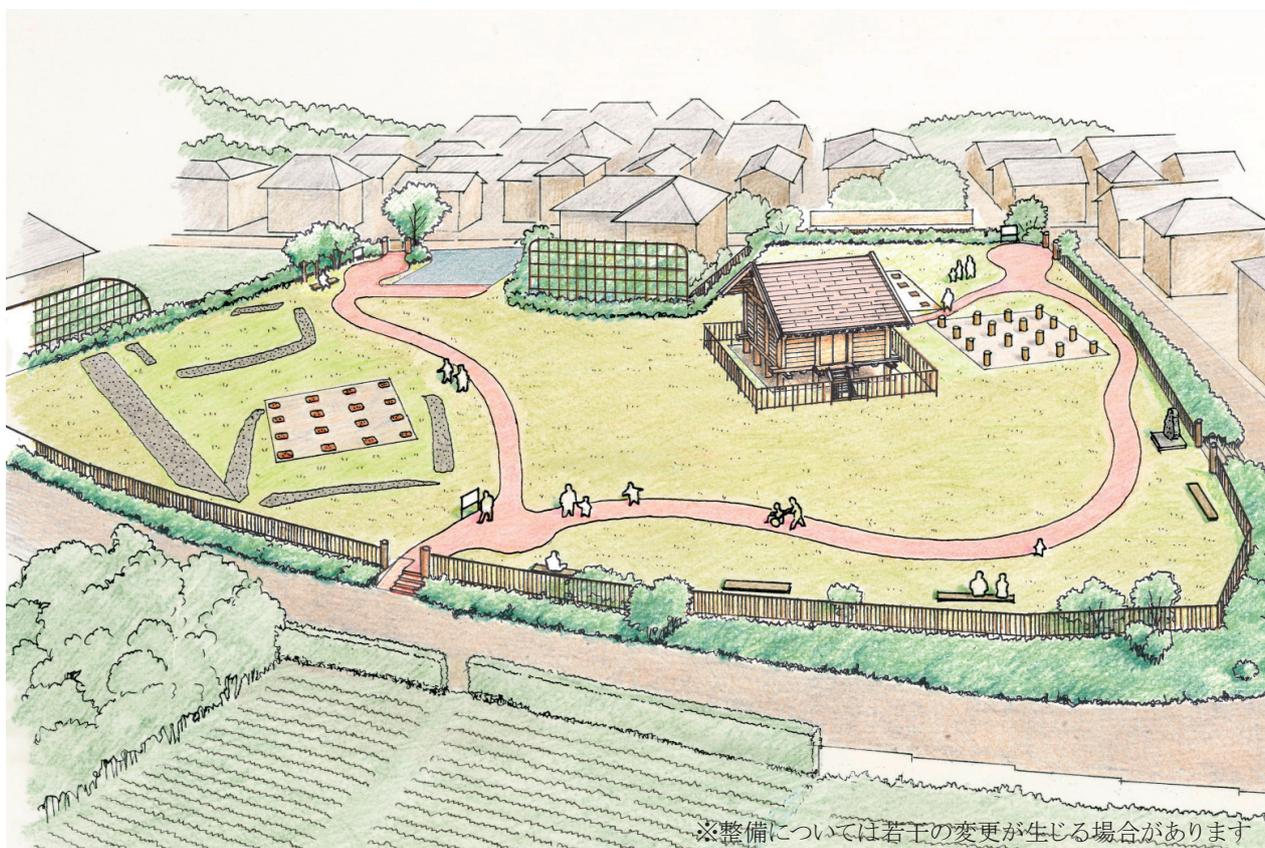
第1節 短期計画

第5章の整備基本計画については、国史跡への追加指定や公有地化の進捗状況等に合わせ、短期計画期間（10年間）を第1期・第2期・第3期に分けて、整備を実施する。また、短期計画第2期以降については、『川崎市総合計画 第3期実施計画』の策定に合わせて、実施時期や内容等の調整を行っていく。

（1）第1期（平成31（2019）～平成33（2021）年度）

[整備方針]

- 橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン1地区内で、発掘調査によって複数の古代官衙関連遺構の全体が明らかであり、公有地化により遺構の整備が可能な土地（現たちばな古代の丘緑地）については、その価値を最大限引き出し、史跡及び遺跡群における保存・活用の中心地域になるよう整備する。
- 史跡橘樹官衙遺跡群のシンボルとして建物の復元を含めた整備を行い、地域の人々の愛着や誇りを醸成するとともに、古代の景観や様相を分かりやすく示し、誰もが学び、楽しめる場として整備する。
- 遺跡群への来跡者に向けた遺跡群の内容説明や、遺跡群外からの誘導及び遺跡群内の周遊のための案内設備を充実させる。



第20図 短期計画第1期整備イメージ図 [橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン1地区]
(平成33(2021)年度完成予定)

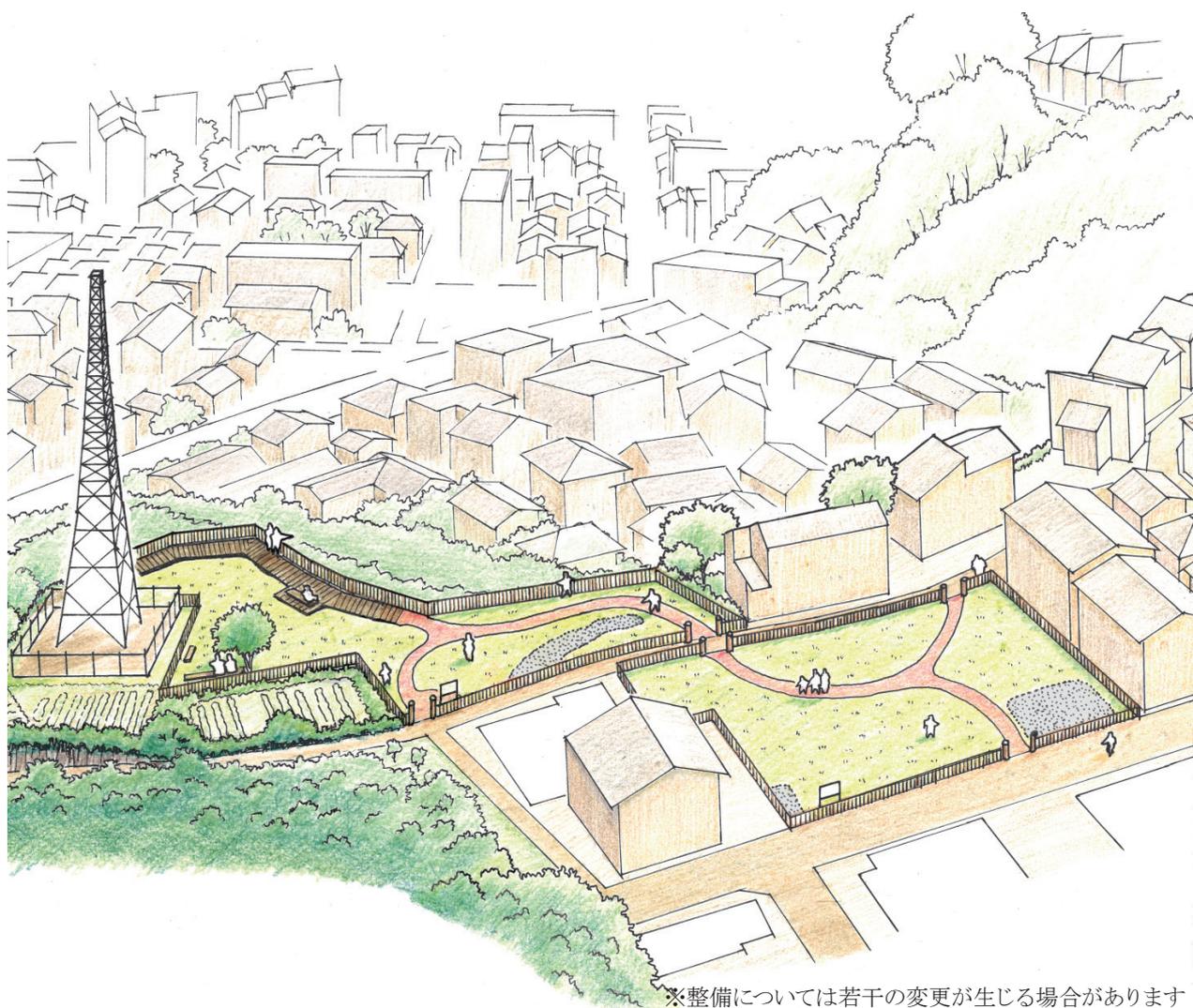
年度		平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度	
整備対象					
ゾーン整備	影向寺ゾーン	説明板・案内板等	関係部局等との調整	設置	
	橋樹郡家跡上原宿ゾーン	説明板・案内板等	関係部局等との調整	設置	
	橋樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン	1地区	遺構整備	基本設計	実施設計
			郡家(評家)関連施設		
			史跡整備	基本設計	実施設計
			動線、修景・植栽、便益施設、その他		
	説明板・案内板等			<ul style="list-style-type: none"> ・建物復元(1棟) ・建物立体表示(2棟) ・建物平面表示(1棟) ・その他遺構平面表示(2基) 	
橋樹郡家跡谷戸ゾーン	修景・植栽	関係部局等との調整	樹木管理		
遺跡群全体		案内板等の設置に向けた調整、案内板の設置			
ガイダンス施設		設置・整備に向けた協議・調整			
AR・VR等		導入に向けた協議・調整			
公有地化の推進		関係部局・土地所有者との協議・調整			

第 21 図 短期計画第1期整備スケジュール

(2) 第2期(平成34(2022)～平成36(2024)年度)

[整備方針]

- 橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーンにおける2地区を整備し、1地区と合わせ、活用の促進を図る。
- 史跡整備範囲に面的な広がりを持たせることで、遺跡群内各ゾーン及び橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン内各地区間の回遊性を高め、関連性の向上を図る。
- 橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン1地区における建物復元等を含む史跡整備の進捗に合わせて、相乗的または相互補完的な利活用による効果的な学習・案内等を可能とするARやVRの導入とその運用のための整備、学習・案内拠点としてのガイダンス施設の整備を行う。
- 橘樹官衙遺跡群への車でのアクセス向上に向けた整備を行う。
- 短期計画第1期で実施した整備については、適切な維持・管理を図る。



※整備については若干の変更が生じる場合があります

第22図 短期計画第2期整備イメージ図 [橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン2地区北東部]
(平成36(2024)年度完成予定)

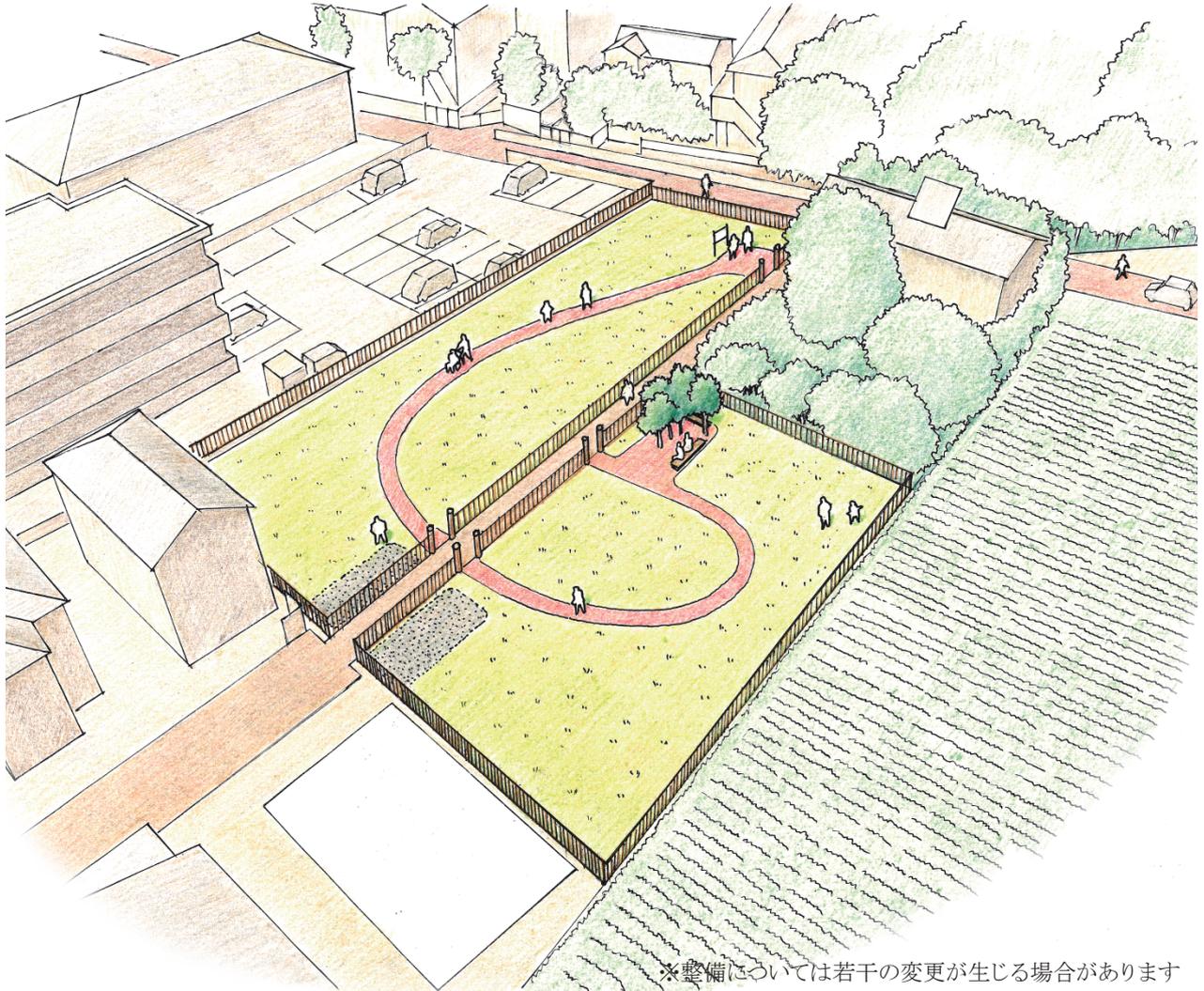
年度		平成34(2022)年度	平成35(2023)年度	平成36(2024)年度	
整備対象					
ゾーン整備	影向寺ゾーン	史跡整備	関係部局等との調整		設置
		便益施設等			・多目的活用広場
		説明板・案内板等			・説明板(1基)
	橋樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン 2地区	遺構整備	基本設計	実施設計	保存整備工事
		郡家(評家)関連施設			・建物平面表示(2棟) ・正倉院外周区画溝平面表示(1条)
		史跡整備	基本設計	実施設計	保存整備工事
		動線、修景・植栽、便益施設、その他			・芝張り ・通路 ・遮蔽 ・植栽 ・区画施設の設置 ・休憩所 ・石製標識「国史跡橋樹官衙遺跡群」の設置
		説明板・案内板等			・説明板(3基) ・案内板(1基)
	遺跡群全体		案内板等の設置に向けた調整、案内板の設置		
	ガイダンス施設		基本設計	実施設計	整備工事
AR・VR等		設計	データ製作・関連工事等		
公有地化の推進		関係部局・土地所有者との協議・調整			

第 23 図 短期計画第2期整備スケジュール

(3) 第3期(平成37(2025)～平成40(2028)年度)

[整備方針]

- 橘樹郡家跡上原宿ゾーンで、一定程度公有地化が完了した地区を整備し、橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン1・2・3地区と合わせ、活用の促進を図る。
- 史跡整備範囲に面的な広がりを持たせることで、遺跡群内各ゾーン間の回遊性を高め、関連性の向上を図る。
- 橘樹官衙遺跡群における利用者の安全面やアクセス向上に向けた整備を行う。
- 短期計画第1期及び第2期で実施した整備については、適切な維持・管理を図る。



第24図 短期計画第3期整備イメージ図 [橘樹郡家跡上原宿ゾーン]
(平成40(2028)年度完成予定)

年度		平成37(2025)年度	平成38(2026)年度	平成39(2027)年度	平成40(2028)年度	
整備対象						
ゾーン整備	橋樹郡家跡上原宿ゾーン	遺構整備	基本設計	実施設計	保存整備工事	
		郡家(評家)関連施設			・建物立体表示(1棟) ・建物平面表示(1棟)	
		史跡整備		基本設計	実施設計	保存整備工事
		動線、修景・植栽、便益施設、その他				・芝張り ・通路 ・遮蔽 ・石製標識「国史跡橋樹官衙遺跡群」の設置
	説明板・案内板等				・説明板(1基)	
	橋樹郡家跡伊勢山台・織山ゾーン	3地区	史跡整備	関係部局等との調整	設置	
		便益施設等			・多目的活用広場	
		説明板・案内板等			・説明板(1基)	
遺跡群全体		案内板等の設置に向けた調整、案内板の設置				
公有地化の推進		関係部局・土地所有者との協議・調整				

第 25 図 短期計画第3期整備スケジュール

第2節 長期計画

整備基本計画は、概ね平成31（2019）年度～平成60（2048）年度までの30年を対象とした計画であり、第1節で示した短期計画期間（10年間）終了後の20年間については、長期計画期間とする。

[整備方針]

- 国史跡への追加指定及び公有地化の進捗状況に応じて整備を実施する。
- 整備は、遺構への影響や既存整備内容との関係性、活用方法等を考慮した上で、最も適切かつ効果的な整備内容・手法等を検討し、計画的に実施する。
- 遺構の整備は、発掘調査等でその性格や内容が明らかになり、整備を行うことが可能な遺構に対して実施する。
- 史跡指定地内で、短期計画期間中に整備した遺構・施設等のメンテナンス・修繕等を行う。
- 史跡整備に合わせて設置・導入したガイダンス施設やAR・VRのリニューアル、その他整備に伴い設置した施設等の改修・修繕等を行う。

[整備スケジュール]

整備対象	長期計画期間（平成41（2029）年度～平成60（2048）年度）	
影向寺ゾーン	適切な維持・管理	公有地化の進捗状況に応じた整備
橘樹郡家跡上原宿ゾーン	適切な維持・管理	公有地化の進捗状況に応じた整備
橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン	適切な維持・管理	公有地化の進捗状況に応じた整備
橘樹郡家跡谷戸ゾーン	適切な維持・管理	
ガイダンス施設	適切な維持・管理	リニューアル・改修等の実施
AR・VR等	適切な維持・管理	リニューアル等の実施

卷末資料

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

(昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号)

最終改正：平成二七年九月一一日文部科学省令第三〇号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第十五条第一項及び第七十二条第一項（同法第七十五条及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。）の規定に基づき、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

(標識)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百十五条第一項（法第二百条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称
- 二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会の名称）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）
- 三 指定又は仮指定の年月日
- 四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

第二条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

- 一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称
- 二 指定又は仮指定の年月日
- 三 指定又は仮指定の理由
- 四 説明事項
- 五 保存上注意すべき事項
- 六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第四条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲いその他の施設)

第六条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

[資料 2]

史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準 (平成27年3月30日史跡等における歴史的建造物の復元の取扱いに関する専門委員会)

本委員会は、史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準について、以下のとおり定める。

1 定義

「歴史的建造物の復元」とは、今は存在しないが、史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物の遺跡（主として遺構。以下「遺跡」という。）に基づき、当時の規模（桁行・梁間等）・構造（基礎・屋根等）・形式（壁・窓等）により原位置において当該建築物その他の工作物を再現する行為を言う。

2 基準

歴史的建造物の復元が適当であるか否かは、具体的な復元の計画・設計の内容が次の各項目に合致するか否かにより、総合的に判断することとする。

(1) 基本的事項

- ア. 当該史跡等の本質的価値の理解にとって支障となるものではないこと。
- イ. 当該史跡等の本質的価値を理解する上で不可欠の遺跡を損傷するものではないこと。
- ウ. 復元以外の整備手法との比較考量の結果、国民の当該史跡等の理解・活用にとって適切かつ積極的意味をもつと考えられること。
- エ. 保存活用計画又は整備基本計画において、当該史跡等の保存管理・整備活用に関する総合的な方向性が示され、歴史的建造物の復元について下記の観点から整理されていること。
 - ①復元の対象とする歴史的建造物の遺跡が史跡等の本質的価値を構成する要素として特定されていること。
 - ②当該史跡等の歴史的・自然的な風致・景観との整合性が示されていること。
 - ③復元後の管理の方針・方法が示されていること。

(2) 技術的事項

- ア. 次の各項目に照らし、復元する歴史的建造物の遺跡の位置・規模・構造・形式等について十分な根拠があり、復元後の歴史的建造物が規模・構造・形式等において高い蓋然性をもつこと。
 - ①発掘調査等の学術調査による当該歴史的建造物の遺跡に関する資料等
 - ②歴史的建造物が別位置に移築され現存している場合における当該建造物の調査資料
 - ③歴史的建造物が失われる前の調査・修理に係る報告書・資料等
 - ④歴史的建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等で、精度が高く良質の資料（歴史的建造物が失われた時代・経緯等によって、復元に求めるべき資料の精度・質に違いがあることを考慮することが必要）
 - ⑤歴史的建造物の構造・形式等の蓋然性を高める上で有効な現存する同時期・同種の建造物、又は現存しない同時期・同種の建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等の資料
- イ. 原則として、復元に用いる材料・工法は同時代のものを踏襲しかつ当該史跡等の所在する地方の特性等を反映していること。

(3) その他

- ア. 歴史的建造物の構造及び設置後の管理の観点から、防災上の安全性を確保すること。
- イ. 復元のための調査の内容、復元の根拠、経緯等を報告書により公開するとともに、その概要を復元後の歴史的建造物の所在場所に掲出すること。特に復元に係る調査研究の過程で複数の案があった場合には、他の案の内容、当該案の選択に係る検討の内容、復元の内容等を必ず記録に残し、正確な情報提供に支障が生じないようにすること。
- ウ. なお、史跡等の活用を目的として復元的に整備する建造物の適否については、本基準を参考としつつ、当該史跡等の本質的価値の継承及び理解促進の観点から検討を行うこととする。

国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画

発行日 平成31(2019)年1月29日

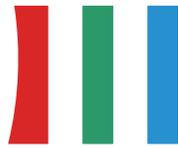
編集・発行 川崎市教育委員会

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

TEL 044-200-2111(代表)

印刷 (業者選定中)

TEL



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市